

ポール・リクールの歴史哲学  
——『記憶・歴史・忘却』における「歴史的条件の存在論」を中心に——

山野弘樹（東京大学大学院総合文化研究科博士課程）

本研究課題の目的は、リクール哲学における「歴史記述論」および「歴史意識論」を検討することを通して、「歴史的条件の存在論」として結実するリクールの歴史哲学の意義とその射程を明らかにすることであった。とりわけ、リクールの晩年の大著『記憶・歴史・忘却』（2000年）において中心的に展開された歴史意識論の内実を解釈するという課題が本研究においては中核となった。

リクールの歴史哲学は、大別して次の二つの議論から構成される。すなわち、一つが「いかにして歴史（過去）を表象するのか？」という認識論的な問題を扱う歴史記述論であり、もう一つが「いかにして来たるべき歴史（未来）を創出するのか？」という存在論的な問題を扱う歴史意識論である。そして、リクールが銘打った「歴史的条件の存在論」とは、〈不可避免的にその身に歴史性を帯びた歴史的主体が、いかにして未来を創造する行為を現在において実践することができるのか〉という主題を展開する議論である。リクールの歴史の思想をこのように特徴づけたときに、リクールの歴史哲学の掉尾を飾る、『記憶・歴史・忘却』のエピローグ「困難な赦し」の重要性がとりわけ際立つことになる。なぜなら、リクールの「赦し論」は、「生き残り」としての私たちがどのように（不正に満ちた過去を繰り返さないような）未来を復讐心に囚われないように創出することができるのか、という問いに直結するものだからである。『記憶・歴史・忘却』は、リクールが歴史記述論を展開した『時間と物語』（1983-85年）の議論をさらに進展させるのみならず、こうした歴史意識に関する議論を積極的に展開させる著作でもあった。そのため、リクールの「歴史的条件の存在論」の射程を見通すためには、リクールが『記憶・歴史・忘却』において展開した「赦し論」の内実を解釈する必要がある。そこで本研究においては、とりわけリクールの「赦し」概念に焦点を当てながら「歴史的条件の存在論」の議論を解釈することを試みた。

リクールの赦し論の前提に控えているのは「愛と正義の弁証法」である。正義は「等値の論理」によって遂行される。例えば加害者が被害者に百の損失を与えたならば、加害者に百の罰を与えることによって関係性の修復が試みられるのである。しかし、愛は「等値の論理」を超える。「あなたが愛してくれるならば、私も愛そう」というのではない。愛はそのような見返りを求めることなく相手を愛するのである。リクールが「愛」の概念（およびそれを前提として初めて可能となりうる「赦し」）を要請するのは、アウシュヴィッツを象徴とするショアーを念頭に置いているからである。何百万人の命が奪われた大規模虐殺を行った人物（あるいはそれに間接的にでも加担した人物）に対して、どのような罰を与えれば、そこでつり合いが取れるのだろうか？ とれるわけがない。それならば、加害者を赦すことも

なく、憎しみ続ける他ないのであろうか？

こうした岐路に立たされたとき、リクールが目指すのが、アポリアを引き受けつつ「赦し」を希求する道である。だが、その道は果てしなく困難である。リクールはハンナ・アーレントの赦し論とジャック・デリダの赦し論が交叉する地点に自らを置くことによって、赦しのアポリアを際立たせる。しかし、リクールは赦しの不可能性を際立たせて議論を終えるということをしなかった。むしろリクールは、赦し得ないものの赦しを希求する道の中で、私たちが具体的に実践することのできる「記憶」の態度について方針を示していたのである。

それが、「留保としての忘却 (oubli de réserve)」である。元来“oubli de réserve”は、ドイツ語に訳される際にも困難が生じ(例えば“de”には「～のもとに(unter)」や「～として(als)」という訳出の候補があり、そして“réserve”には「条件 (Vorbehalt)」や「備蓄 (Vorrat)」といった訳出の候補がある)、そして日本語においても、その訳語は「保留された忘却」(久米博訳)、「留保つきの忘却」(川崎惣一訳)、「保存としての忘却」(川口茂雄訳)など、統一的な見解が示されることはなかった。そこで本研究においては『物質と記憶』におけるアンリ・ベルクソンの記憶論からリクールが着想を得ていることを鑑み、当該の原語を「留保としての忘却」として訳出する解釈を提示した。

「留保としての忘却」とは、一言でまとめるならば、「忘れつつ忘れないというそれ自体葛藤を含んだ記憶の在り方」を指す概念である。「留保としての忘却」概念には二つの内実が込められている。一つが、過去の対象や出来事を無意識に収蔵する(言い換えれば、過去を潜在的な状態として保存するという意味で、いったん意識しないようにする)働きであり、もう一つがいざというときに取り出せるようにする、いつか意識の上ないし議論の俎上に可逆的に乗せられるように保持する(取っておく)働きである。確かに、この二つの方向性は一見相反するものに見えるかもしれない。だが、ここに réserve という概念を選択したリクールの才知がある。réserver という動詞には、もともと「控える」という意味と、「蓄える」という意味の二つがあるのだ。まさに「留保 (réserve)」とは、対象に関わる際の二通りのニュアンスを示すのに相応しい概念であると言えるだろう。

こうした葛藤を含んだ記憶の在り方は、憤慨の感情に起因する思いわずらいに支配されないようにしつつも、私たちに思いわずらいを与える過去の悪や不正をそれ自体として忘却しないようにするという試みの中で要請されるものであった。なぜこうした「留保としての忘却」という態度が私たちに要求されるのか。それは、「正義」の感覚を復讐心に転じさせてしまうような悪を(復讐心に囚われないように)記憶しつつ、「正義」の試み(すなわち過去の不正や暴力を繰り返さない公正な未来を創出するという試み)を遂行するためである。それこそが、「歴史的条件の存在論」においてリクールが志向した倫理的目標であった。

リクールのこうした議論は、赦しのアポリアを引き受けつつ、その中で私たちが実践可能な取り組みを示唆するものであったと言えるだろう。本研究の成果は、日本哲学会編『哲学』第75号にて掲載予定である。